

令和元年

第2回美浜町議会臨時会会議録

令和元年5月10日 開会

令和元年5月10日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和元年第2回美浜町議会臨時会会議録目次

5月10日(金曜日)第1号

議 事 日 程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
臨時議長の指名	2
開会及び会議の宣告	2
仮議席の指定	2
美浜町議会議長の選挙	2
議席の指定	4
会議録署名議員の氏名	4
会期の決定	5
美浜町議会副議長の選挙	5
所信表明について	6
美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任	8
知多南部衛生組合議会議員の選挙	9
知多南部消防組合議会議員の選挙	9
知多南部広域環境組合議会議員の選挙	10
承認第1号から同意第2号まで7件一括(提案説明・質疑・討論・採決)	11
発議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	18
美浜町議会広報特別委員会委員の選任	19
議会閉会中の継続調査事件について	20
閉 会	20

令和元年5月10日（水曜日）

第2回美浜町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月10日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 美浜町議会議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 会期の決定
日程第6 美浜町議会副議長の選挙
日程第7 所信表明について
日程第8 美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
日程第9 知多南部衛生組合議会議員の選挙
日程第10 知多南部消防組合議会議員の選挙
日程第11 知多南部広域環境組合議会議員の選挙
日程第12 承認第1号 専決処分事項の報告承認について
承認第2号 専決処分事項の報告承認について
承認第3号 専決処分事項の報告承認について
承認第4号 専決処分事項の報告承認について
承認第5号 専決処分事項の報告承認について
議案第31号 美浜町税条例の一部を改正する条例について
同意第2号 美浜町監査委員の選任について
日程第13 議会閉会中の継続調査事件

◎ 本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第12まで同じにつき省略
追加日程第1 発議第1号 美浜町議会広報特別委員会の設置について
追加日程第2 美浜町議会広報特別委員会委員の選任について
日程第13 議会閉会中の継続調査事件

◎ 本日の出席議員（14名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 廣澤 毅 君 | 2番 石田 秀夫 君 |
| 3番 森川 元晴 君 | 4番 杉浦 剛 君 |
| 5番 山本 辰見 君 | 6番 鈴木美代子 君 |
| 7番 大寄 暁美 君 | 8番 中須賀 敬 君 |
| 9番 横田 貴次 君 | 10番 荒井 勝彦 君 |
| 11番 大岩 靖 君 | 12番 横田 全博 君 |
| 13番 野田 増男 君 | 14番 丸田 博雅 君 |

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 町 長 齋藤 宏一 君 | 副 町 長 永田 哲弥 君 |
| 教 育 長 山本 敬 君 | 総 務 部 長 杉本 康寿 君 |
| 厚 生 部 長 八谷 充則 君 | 産 業 建 設 部 長 石川 喜次 君 |

教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳宏君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 日比郁夫君 局長補佐兼議会係長 山下美幸君

[午前9時00分 開会]

○議会事務局長（日比郁夫君）

皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、初の議会であります。このため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、最年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

本日の臨時会の出席議員中、丸田博雅議員が最年長でありますので、臨時議長として紹介させていただきます。議長が選挙されるまでの間、議長の職務をお願いします。

丸田博雅議員、議長席へ着席願います。

[丸田博雅議員 議長席へ登席]

○臨時議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議会事務局長から紹介いただきまして、最年長ということで臨時の議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

会議に先立ち、お持ちの携帯電話はマナーモードか、電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

ただいまの出席議員は、14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回美浜町議会臨時会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

それでは日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（丸田博雅君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 美浜町議会議長の選挙

○臨時議長（丸田博雅君）

日程第2、美浜町議会議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。議場の出入口を閉鎖します。

[事務局職員 議場出入口施錠]

○臨時議長（丸田博雅君）

ただいまの出席議員は、14名であります。

ここで、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番 廣澤毅議員、13番 野田増男議員を指名します。
投票用紙を配布します。

〔事務局職員 投票用紙を全議員に配布〕

○臨時議長（丸田博雅君）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（丸田博雅君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔事務局職員が壇上で投票箱を点検し、臨時議長及び議員席に向けて、投票箱の中がカラであることを確認させる。〕

○臨時議長（丸田博雅君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、地方自治法第118条の規定に、公職選挙法第68条の2で規定する按分規定は除外されております。同姓の方がみえるので姓のみの記載票と、同名の方がみえるので名前みの記載票は、ともに無効票となりますので、御了承願います。

ただいまから投票を行います。1番 廣澤毅議員から順に、議席の番号順に順次投票願います。

〔廣澤毅議員から順に投票、投票中は議長が投票口を黙視確認〕

〔他の議員の投票が終わり、事務局職員が議長席へ投票箱を掲げ、臨時議長が最後に投票〕

○臨時議長（丸田博雅君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（丸田博雅君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番 廣澤毅議員、13番 野田増男議員、開票の立会をお願いします。

〔廣澤毅議員・野田増男議員 壇上の投票箱前で開票立会〕

〔事務局職員が開票作業を行い、開票結果確認表を作成、議会事務局長へ渡す。〕

〔議会事務局長は、開票結果確認表と開被した投票用紙を確認し、臨時議長に報告。〕

○臨時議長（丸田博雅君）

立会人、よろしいですか。

〔廣澤毅議員・野田増男議員 「異常なし」と呼ぶ〕

○臨時議長（丸田博雅君）

立会人は席に戻ってください。

〔立会人が自席へ着席〕

○臨時議長（丸田博雅君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 14票、そのうち有効投票14票、無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち、大岩靖議員 9票、杉浦剛議員 3票、山本辰見議員 2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、大岩靖議員が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

[事務局職員が議場出入口を開錠]

○臨時議長（丸田博雅君）

ただいま議長に当選されました大岩靖議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって議長当選の告知をします。

この場をお借りして、議長に当選されました大岩靖議員より、議長当選の挨拶をお願いします。

○議長（大岩 靖君）

ただいま、この議場におきまして選挙結果を受け当選させていただきました大岩と申します。よろしくお願ひいたします。

1期4年を終了しまして、今、この席で議長を務めさせていただきます。

議長職の一番の義務は、議会のスムーズな運営と議会の秩序を守ることです。私は1期4年、議員として職務を果たし、この席において、この美浜町議会の大切さが、いかに町民の皆様になかなか伝わりづらかったということを実感いたしました。

議長職というのは、議会の秩序を守り、それからスムーズな議会の運営を行う。議会はこれからの美浜をどのように方向づけて、それに向けて町民の皆様方にしっかりと道筋を立てる。当然、予算の執行も、これからの美浜町にとってどの方向が大切なのかということをご皆さんに知っていただく大切な場でもあります。

議会の権限で最も本質的な権限として、「議決権」というものがあります。私も4年間議員を務めさせていただき、この議決権の重大性が身にしみてわかるようになりました。議員必携には、「議決で決定した事項については、それぞれの議員の個の意見は独立し、議決で決まったことに対しては速やかに従わなければならない。」という表記があります。どうか、これからこの美浜町議会、町民の皆様にもわかりやすく、そしてこれからの美浜町を考えていくためにも、皆さんでしっかり進めてまいりたいと思います。

以上で、私の議長就任挨拶といたします。

[降壇して自席に着席]

○臨時議長（丸田博雅君）

私はここで交代します。御協力ありがとうございました。

[臨時議長 丸田博雅議員 臨時議長席から降席]

[新議長 大岩靖議員 議長席へ 登席し、着席]

○議長（大岩 靖君）

それでは、ただいまから議長として議事を進めさせていただきますので、皆様の御協力をお願いします。

ここで、諸般の報告をします。

本臨時会に、説明員として出席を求めた者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しましたから、御了承願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第3 議席の指定

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 廣澤毅議員、13番 野田増男議員を指名します。

日程第5 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

日程第6 美浜町議会副議長の選挙

○議長（大岩 靖君）

日程第6、副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖させます。

[事務局職員 議場出入口施錠]

○議長（大岩 靖君）

ただいまの出席議員は、14名であります。

ここで、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番、廣澤毅議員、14番、丸田博雅議員を指名します。

投票用紙を配布します。

[事務局職員 投票用紙を全議員に配布]

○議長（大岩 靖君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[事務局職員が壇上で投票箱を点検し、臨時議長及び議員席に向けて、投票箱の中がカラであることを確認させる。]

○議長（大岩 靖君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載願います。

なお、地方自治法第118条の規定に、公職選挙法第68条の2で規定する按分規定は除外されております。同姓の方がみえるので姓のみの記載票と、同名の方がみえるので名前みの記載票は、ともに無効票となりますので、御了承願います。

ただいまから投票を行います。1番 廣澤毅議員から順に、議席の番号順に順次投票願います。

[廣澤毅議員から順に投票、投票中は議長が投票口を目視確認]

[他の議員の投票が終わり、事務局職員が議長席へ投票箱を掲げ、臨時議長が最後に投票]

○議長（大岩 靖君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番 廣澤毅議員、14番 丸田博雅議員、開票の立会をお願いします。

〔 廣澤毅議員・丸田博雅議員 壇上の投票箱前で開票立会 〕

〔 事務局職員が開票作業を行い、開票結果確認表を作成、議会事務局長へ渡す。 〕

〔 議会事務局長は、開票結果確認表と開被した投票用紙を確認し、議長に報告。 〕

○議長（大岩 靖君）

立会人、よろしいですか。

〔 廣澤毅議員・丸田博雅議員 「異常なし」と呼ぶ 〕

○議長（大岩 靖君）

立会人は席に戻ってください。

〔 立会人が自席へ着席 〕

○議長（大岩 靖君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 14票。そのうち有効投票14票、無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち、横田貴次議員9票、森川元晴議員3票、鈴木美代子議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。従って、横田貴次議員が副議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

〔 事務局職員が議場出入口を開錠 〕

○議長（大岩 靖君）

ただいま副議長に当選されました横田貴次議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって議長当選の告知をします。

この場をお借りして、副議長に当選されました横田貴次議員より、副議長当選の挨拶をお願いします。

〔 副議長 横田貴次議員 登壇 〕

○副議長（横田貴次君）

横田貴次です。町民の皆様からの貴重な付託をいただいた14名の皆様からお選びいただきました、一言、全力で本町発展のために全うしてまいります。御協力、また御指導・御鞭撻をよろしくお願ひいたします。

〔 降 壇 〕

日程第7 所信表明について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、所信表明についてであります。

町長の登壇を許可します。

〔 町長 齋藤宏一君 登壇 〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、改めましておはようございます。

本日、令和元年第2回美浜町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多忙中、全員御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

また、議員の皆様方には大変厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、見事当選の榮譽を勝ち得られましたことを、心からお喜び申し上げます。

なお、先ほど新議長として大岩靖さん、そして副議長に横田さん、御当選になり誠におめでとうございます。これからもよろしくお願ひいたします。

さて、ただいま議長のご許可がありましたので、私の所信の一端を述べさせていただきます。

今回、思いもしいない立場として町長に立候補させていただき、また思いもしいない当選ということで、この職をさせていただくことになりました。今回、令和 — 新しい元号 — これもまた天からの一つの御縁かな、そんな思いをしながら今日まで、日々の、久しぶりの日程を今日までこなさせていただいて、12年前まで町長をやらせていただき、世の中もかなり変わったし、町も変わったな。ただ、かつての皆さん方、私と一緒にこの町に生存をし、生きていた皆さん方と久しぶりにお会いできて、この選挙戦を通じてですけれども、またここ1週間くらいいろんな総会、いろんな会議の席で、本当に久しぶりに皆さん方とお会いして、改めてこの町のかじ取り、しっかりやらなきゃいけないなという思いを抱いております。

特にまあ令和、この「和」というのが万葉集の「梅花の歌」より採られたと言われてはいますが、これは既に聖徳太子の時代、「和をもって尊しとなす」、あの戦乱の時代にね、聖徳太子は和を唱えた。私の一番好きな言葉です、これは。「令和」は麗しき、麗しきと和の精神、こういうふうな意味を持っているということを新聞でもいろいろ報道しているように、今から、じゃあ日本をどうしたいの、新しい元号になって今の日本の問題は何かの。何だと思いませんか。これは新聞の、いろんな新聞の中にはありましたよね。一つ、日本の財政、財政危機ですよ、1,000兆円ですよ、減らない。どんどんふえていく。これを一つ指摘されていますよね。もう一つ、政治の機能不全。今の国会、これでいいですか。諸外国、特にこの周り、中国・ソ連・韓国でさえあんなですよ。それで囲まれて日本がある。日本をどうしていったらいいんですか。なかなか憲法の問題も協議には上がってこない。—————。堂々と国会の中で、盛んにまず審議すべきことをやらない、やれない。情けないですよ。3つ目、中国の問題です、明らかに。ずっと中国と日本との関係というのは、いろんな時がありました、時代。今まさに習近平の中国、これと仲良く、世界が戦乱にならんように、そんな国に、世界にしていかなきゃいけない。できますか。この大きな問題が、いま日本を取り巻いている最中だね。

じゃあ美浜町はどうですか。美浜町はどうですか。私の時よりも4,000人減っていますよね、人口が。もっと減っているのかな。しかも、少子高齢化ですよ。消滅市町村なんて恥ずかしい。愛知県内で7番目、冗談じゃない。なんでこんな名古屋に一番近く、空港に近く、海も山も農地も、素晴らしい恵まれているこの美浜町が、消滅市町村。冗談じゃない。恥ずかしい話ですよ。これからどうやっていったらいいの。美浜町、財政大丈夫、地方交付税ですよ、ほとんど。町財政の中の何割を厚生費が持っていますか。お年寄り、介護、福祉、医療、今の財政の中で一番やらなければいけない教育、経済の産業の振興、今ある建物 — 公共施設、これの維持管理すらままならない。先だって、3日前ですかね、河和観光センターで美浜町商工会河和支部の総会がありましたよね。私も久しぶりに観光センターに入ってしまった。へー、よく傷んでるね。私が若い頃、素晴らしい観光センターできたなと思って青年団であそこよく使いました。それからもう何十年。50年過ぎてるじゃない、もっと過ぎてるでしょ、竣工以来、方々にそういうのが残ってきた。学校も然り。少子化でこのままでええですか。やっつけますか。小学校統合、やらざるを得ないじゃないの。その時どうしますか。今ある布土小学校、野間小学校、南部小学校、ここには6校もある。中学も2つもある。阿久比と比べてごらん。でもやらなきゃいけないことですよ。だなきゃ美浜に住んでくれないじゃない。子育ては武豊の方がいい、半田の方がいい。うちの役場の職員でさえそうですよ、他町村から通う。情けない。それを何とかしていかなくちゃいけない。これが喫緊の問題ですよ。知多半島の中に、今でも300万人は切れない。今までは400万、500万という人たちが毎年ここへきています。美浜は通過地点、いいですかそんなんで。やっつけば美浜町へみんな泊まりますよ。ここでお金落としてくれるじゃないですか。空港に近い、名古屋に近い。海があり、山があり、歴史がある。それが、私が12年前まで求めたまちづくりでした。12年間で私はもう政治を離れて外から見てたけども、情けない。実に情けない。16年でやってきたことがどんどん消されていった。

今回また、とんでもない大きな事業が奥田駅前起こった。神谷君4年ですよ、わずかに。私は、彼が2期はやってくれると思っていた。そのつもりで推させていただいた。あんな、総合公園と運動公園、あわせて50億を超す、こんな大きな事業を4年でやれますか。決めますか。かつてない。なぜもっとよく審議しなかった。それが今回の選挙の結果ですよ。僅差でした。私は80です。今さら80のおじいちゃんが…、思われました。だれでも思います。でも、大きな問題に対する理解は、これほど射たことはありません。選挙戦で、ずっと5日間回った時の反響、皆さんの支援の声。これまで9回、私は選挙に立った。初めてのことで。初めてのです、こんな選挙は、やらなくちゃいけない、今は、その思いです。町民のための政治ですよ。

かつて、リンカーンが言いましたよね。人民の人民による人民のための選挙、政治。そういう中、何のため。何のために皆さんは、町会議員で立った。一番この住んでいる人たちに喜んでいただけるまちづくり、身の丈にあったものよ。自分の経営の中であんなことやりませんか。もし自分の会社だったら、やりませんか。採算性をまず考えるでしょ。どれだけ投資しどれだけ戻ってくるか、これ企業の鉄則ですよ。いかに見通しを厳しく、将来を見定めながらやるか、これを忘れたら美浜町の消滅どころじゃないですよ、夕張ですよ。就任当初から職員に私はそれを訴えてきました。やるぞ、みんな。言いたいことは、どっと私に言ってくれと。遠慮することはない。みんな町職員は、採用試験の時に出してきた資料に、美浜を良くしたい、美浜のために就職された人ばかりだ。だから一緒にやろうや。立て直すぞ。それしかないじゃない。ちっともこんなことやりたくない、私は。なんで80になって、こんなことやらなきゃいけない。いっ後継者がどっどどどどやってくれたら、外部から一生懸命支援している。それが私たちの務めだった。なぜ私が出てこないかん。そうでしょ、皆さん。いろんな会派があるけれども、和の精神でね、それぞれいっ討議を尽くしてください。私はそうだった。一緒に野球もやった。非常に和があったよね。議会では討論やりますよ、バンバンと。しかし、終わったらみんな仲良くやってきたんじゃない。ぜひ、これから、美浜の産業の振興はと、当然のことですよ。いっくらでも伸ばせます。ぜひ、皆さんの力、英知、結集するように、できるように、お力添えを本当に心からお願いします。しょく…ではなく、よろしく願って私の所信表明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

※ 所信表明については全文せずそのまま掲載しています。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長の所信表明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に第1委員会室で、仮議会運営委員会を開催願います。

再開時間は、おって放送でお知らせします。

[午前 9 時 50 分 休憩]

[午前 10 時 10 分 再開]

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（大岩 靖君）

日程第8、美浜町議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

各委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議席に配付しました名簿のとおり、選任したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員はお手元の名簿のとおり、選任することに決定しました。

常任委員会委員名簿

名 称	定 数	委 員	(議席番号順)
総務産業常任委員会	7 名	廣澤 毅、杉浦 剛、山本 辰見、中須賀 敬、大岩 靖、横田 全博、野田 増男	
文教厚生常任委員会	7 名	石田 秀夫、森川 元晴、鈴木美代子、大嵯 暁美、横田 貴次、荒井 勝彦、丸田 博雅	

議会運営委員会委員名簿

名 称	定 数	委 員	(議席番号順)
議会運営委員会	5 名	杉浦 剛、山本 辰見、荒井 勝彦、横田 全博、野田 増男	

○議長（大岩 靖君）

ここで、暫時休憩します。

休憩中に、ただいま選任された委員により各委員会を開き、委員会条例第6条第2項の規定により正副委員長を互選され、議長に報告願います。各議員は、議員控室に待機し、第1委員会室において、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の順に、各委員会を開催してください。

再開時間は、おって放送でお知らせします。

[午前 10 時 12 分 休憩]

[午前 11 時 40 分 再開]

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、諸般の報告をします。

休憩中に開催した各委員会において、正副委員長が互選されましたので報告します。

総務産業常任委員会委員長に横田全博議員、副委員長に中須賀敬議員、文教厚生常任委員会委員長に荒井勝彦議員、副委員長に大崎曉美議員、議会運営委員会委員長に野田増男議員、副委員長に荒井勝彦議員、以上のとおり決定されました。

以上で報告を終わります。

日程第9 知多南部衛生組合議会議員の選挙

○議長（大岩 靖君）

日程第9、知多南部衛生組合議会議員の選挙を行います。

知多南部衛生組合議会議員は、知多南部衛生組合規約第5条の規定により、本町議会議員より4人を選挙することになっています。お諮りします。

知多南部衛生組合議会議員選挙の方法については、関連する各常任委員会等の役職者をもって、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定しました。

知多南部衛生組合議会議員に、横田貴次議員、荒井勝彦議員、大崎曉美議員、私、大岩靖の、以上4人を指名します。お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の議員を知多南部衛生組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の議員が、知多南部衛生組合議会議員に当選されました。

当選された4人の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第10 知多南部消防組合議会議員の選挙

○議長（大岩 靖君）

日程第10、知多南部消防組合議会議員の選挙を行います。

知多南部消防組合議会議員は、知多南部消防組合規約第5条の規定により、本町議会議員より4人を選挙することになっております。お諮りします。

知多南部消防組合議会議員の選挙方法については、関連する各常任委員会等の役職者をもって、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長による指名推薦で行うことに決定しました。

知多南部消防組合議会議員に、横田貴次議員、横田全博議員、中須賀敬議員、私、大岩靖の、以上4人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の議員を、知多南部消防組合議会議員の当選者と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人の議員が、知多南部消防組合議会議員に当選されました。

当選された4人の議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第11 知多南部広域環境組合議会議員の選挙

○議長（大岩 靖君）

日程第11、知多南部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

知多南部広域環境組合議会議員は、知多南部広域環境組合規約第5条並びに第6条第1項の規定により、本町議会議員より3人を選挙することになっています。

お諮りします。

知多南部広域環境組合議会議員の選挙の方法については、関連する各常任委員会等の役職者をもって、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、議長による指名推薦とすることに決定しました。

知多南部広域環境組合議会議員に、横田貴次議員、荒井勝彦議員、私、大岩靖の、以上3人を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました3人の議員を、知多南部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

[「異議「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3人の議員が、知多南部広域環境組合議会議員に当選されました。

当選された3人の議員が議場におられますので、会議規則第312条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長（大岩 靖君）

ここで、暫時休憩とします。

再開を午後1時とします。

〔午前 11 時 45 分 休憩〕

〔午後 1 時 00 分 再開〕

日程第12 承認第1号 専決処分事項の報告承認についてから

同意第2号 美浜町監査委員の選任についてまで 7件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、承認第1号 専決処分事項の報告承認について から、同意第2号 美浜町監査委員の選任について まで、以上7件を一括議題とします。

以上、7件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、承認第1号 専決処分事項の報告承認について を始めとして7件でございます。

なお、承認第1号 から 承認第3号 につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成31年3月29日に公布され4月1日から施行されることに伴い、関連する本町条例の一部改正を3月29日付けで、承認第4号につきましては4月1日付けで、承認第5号につきましては4月11日付けで、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速、提案理由を御説明致します。

はじめに、承認第1号 専決処分事項の報告承認について でございますが、美浜町条例等の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認について でございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認について でございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

以上、3件の承認議案の施行日は、いずれも平成31年4月1日とするものでございます。

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認について でございますが、歳入歳出それぞれ480万4,000円を追加し、補正後の予算総額を76億6,380万4,000円とするものでございます。

次に、承認第5号 専決処分事項の報告承認について でございますが、歳入歳出それぞれ270万円を追加し、補正後の予算総額を76億6,650万4,000円とするものでございます。

次に、議案第31号 美浜町条例の一部を改正する条例について でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

次に、同意第2号 美浜町監査委員の選任について でございますが、議会選出の監査委員として丸田博雅氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

丸田博雅氏は、平成19年以来、計4期にわたり美浜町議会議員に当選され、その間、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会の委員長を歴任され、さらに平成23年から2年間、美浜町議会議長を務められました。知識・経験とも豊かで監査委員として適任でありますので、御同意くださいますようお願いいたします。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、承認第1号 から 議案第31号 までの詳細につきましては、順次、担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げます。

〔降 壇〕

○総務部長（杉本康寿君）

それでは、承認第1号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町税条例等の一部を改正する条例でございます。改正内容につきましては、資料1の美浜町税条例等の一部を改正する条例、条文別改正内容により御説明いたします。

まず、第1条でございますが、附則第7条の3の2では、所得税の住宅借入金特別控除の改正により延長される控除期間にあわせて、町民税での控除期間の拡充、申告要件の廃止、項ズレ及び規定の整備をしております。附則第10条の2では、法律改正にあわせて、引用条項の整理を行っております。附則第10条の3では、法規定の新設及び政令改正等にあわせて、項ズレ及び規定の整備をしております。附則第16条では、法律改正にあわせて、軽自動車税のグリーン化特例、軽課の削除、項ズレ及び規定の整備をしております。附則第16条の2では、法律改正にあわせて、引用条項の整理を行っております。

次に、第2条ですが、これは平成29年3月の改正規定を改正するものです。附則第15条の6及び附則第16条では、法改正に伴う所要の規定の整備をしております。

次に、第3条ですが、これは平成30年6月の改正規定を改正するもので、第46条では、法律改正に伴う所要の規定の整備及び大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化等について規定するものでございます。

なお、附則第1条の施行期日は、平成31年4月1日からの施行となります。附則第2条は、町民税に関する経過措置、附則第3条は、固定資産税に関する経過措置、附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置について、規定をしたものでございます。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、資料2の美浜町都市計画税条例の一部を改正する条例、条文別改正内容により、御説明させていただきます。

附則第2項から第5項及び第16項は、法律改正にあわせて引用条項の整理を行っております。

なお、施行期日は、平成31年4月1日からの施行となり、経過措置の適用を規定しております。以上で説明を終わります。

○厚生部長（八谷充則君）

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容でございますが、資料3を御覧ください。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯については増額判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき額を27万5,000円から28万円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

2割軽減の対象となる世帯についても、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき額を50万円から51万円に引き上げ、軽減対象の拡大を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、いずれも平成31年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○総務課長（夏目 勉君）

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、役場1階にあります税務課・福祉課・住民課及び玄関ホール空調設備が故障し、夏前に修繕を完了させるため、早急に予算を編成する必要が生じたものでございます。

初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の14・15ページを御覧ください。庁舎管理事業の15節工事請負費において、庁舎空調設備設置工事費を480万4,000円計上しました。次に、歳入でございますが、補正予算書の12・13ページを御覧ください。19款繰入金、基金繰入金において、財政調整基金繰入金の増を480万4,000円計上しました。

次に、承認第5号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、生涯学習センターの空調設備が故障し、夏前に修繕を完了させるため、早急に予算を編成する必要が生じたものでございます。

初めに、歳出から御説明しますので、補正予算書の14・15ページを御覧ください。図書館運営事業の15節工事請負費において、図書館改修工事の増を270万円計上しました。次に、歳入でございますが、補正予算書の12・13ページを御覧ください。19款繰入金、基金繰入金において、財政調整基金繰入金の増を270万円計上しました。以上で説明を終わります。

○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第31号 美浜町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、改正内容につきましては、ふるさと納税制度の見直しによる改正でございます。

それでは、資料4の美浜町税条例の一部を改正する条例、条文別改正内容により御説明させていただきます。第33条の7では、法律改

正にあわせて、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金と規定しております。附則第7条の4では、法律改正にあわせて、法第314条の7の改正に伴う規定の整備を行っております。附則第9条では、法律改正にあわせて、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備をしております。附則第9条の2では、法律改正にあわせて、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるものとする規定の整備をしております。

なお、附則第1条の施行期日は、令和元年6月1日からの施行となります。附則第2条は、経過措置の適用を規定しております。説明は以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、ただいま議題となっております7件の議題について、順次議事を進めてまいります。

最初に、承認第1号 専決処分事項の報告承認について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

5番、山本辰見議員。

○5番（山本辰見君）

少し忘れていたので、補足して説明してほしいのが、資料1にありますグリーン化特例、軽課というのと、その下にあります重課とかいうのが出てきたと思うのですが、この内容をもう少し教えていただきたいと思います。

○税務課長（茶谷昇司君）

軽自動車税のグリーン化特例及び重課についてでございますが、平成29年度より環境性能の優れたものについて特例を設けております。優れたものについて税負担を軽くしております。そして重課というのは、経過年数が13年を経過したものについて、逆に高く課税させていただいているものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これにて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分事項の報告承認について を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分事項の報告承認について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分事項の報告承認について を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分事項の報告承認について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長（大岩 靖君）

5番、山本辰見議員。

○5番（山本辰見君）

先ほど部長の説明で、対象者が拡大することになることから、いわゆるプラス方向だと思いますので賛成するわけですが、これは前回のいわゆる上限枠を拡大したと関連しているのでしょうか。その辺のこと、どういう意向でこういうことになったのか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

前回の限度額のものとは、今回の内容は関係ありません。今回の内容につきましては、均等割・平等割を軽減するための所得判定する金額を上げるということになりますので、国民健康保険税の方が加入者にとって上がるものではなく、下の方の世帯が増える可能性があるという内容になります。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分事項の報告承認について を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 専決処分事項の報告承認について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長（大岩 靖君）

9番、横田貴次議員。

○9番（横田貴次君）

御説明ではエアコンの故障による緊急修理が発生したということですが、補正予算書15ページを見ますと、設備設置工事と記載がございますが、これは修繕ではなく設置という表現でよろしいと理解していいですか。

○総務課長（夏目 勉君）

承認第4号につきましては、役場庁舎内ということございまして、もともと補正前にこの庁舎管理事業というものがあるものですから、そこへ今回追加という形で、庁舎空調設備設置工事という形で設けさせてもらったものでございます。

○総務部長（杉本康寿君）

エアコンにつきましては、1階の空調設備が、建設以来50年くらい経っております。昭和40年に建設しておりますので、それによってエアコンが故障してしまいました。既設のエアコンにつきましては、撤去するにはお金がかかりますのでそのままにしておいて、新たに据え置き型を3台設置させていただきまして、そちらの方で事務の執行とお客様の快適な御来場を確保したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大岩 靖君）

ほかにも質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分事項の報告承認について を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号 専決処分事項の報告承認について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分事項の報告承認について を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第31号 美浜町税条例の一部を改正する条例について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○議長（大岩 靖君）

5番、山本辰見議員。

○5番（山本辰見君）

先ほどの説明では、いわゆるふるさと納税に関わる内容ということでしたけれども、細かい点は別にして、国の方でいろいろ問題になっておた返礼品の、例えば割合が多いとかですね、いろいろ課題があったと思うのですが、それと何か関連するものでしょうか。あえて細かい説明は結構ですが。

○総務部長（杉本康寿君）

山本議員のおっしゃるとおり、こちらにつきましては国の方、総務省の方の見解に基づいて、要は返礼品の3割以下と地場産品を使うという規定になっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大岩 靖君）

ほかにも質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第31号 美浜町税条例の一部を改正する条例について を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、次の議案は人事に係る議案のため、地方自治法第117条の規定により、丸田博雅議員の退場を求めます。

[丸田博雅議員 退場]

○議長（大岩 靖君）

それでは、同意第2号 美浜町監査委員の選任について を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより同意第2号 美浜町監査委員の選任について を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

[丸田博雅議員 入場]

○議長（大岩 靖君）

ここで、暫時休憩とします。議員と執行部は、着席のままお待ちください。

[午後 1 時 30 分 休憩]

[午前 1 時 34 分 再開]

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、発議第1号 美浜町議会広報特別委員会の設置について が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」 のとき]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号 美浜町議会広報特別委員会の設置について を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 美浜町議会広報特別委員会委員の設置について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、発議第1号 美浜町議会広報特別委員会の設置について を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。13番 野田増男 議員、説明願います。

[野田増男議員 登壇]

○13番（野田増男議員）

発議第1号 美浜町議会広報特別委員会の設置について。

美浜町議会に美浜町議会広報特別委員会を設置するため、美浜町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和元年5月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 野田増男、提出者、美浜町議会議員 荒井勝彦、同じく、杉浦 剛、山本辰見、横田全博。

提案理由、この案を提出するのは、住民の議会に対する要望等の正確な把握並びに住民に親しまれる議会広報の編集発行のため、必要があるからである。

別紙を読み上げます。

1、特別委員会の名称は、美浜町議会広報特別委員会です。

2、設置目的、住民から議会に対する意識及び要望の正確な把握並びに住民にわかりやすく、親しまれる議会広報の編集・発行のあり方についての調査研究を設置目的とします。

3、委員の定数は、6人とするものです。

4、議会閉会中の活動。議会広報特別委員会は、その目的達成のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第8項の規定により、議会閉会中においても、継続して調査研究を行うものとする。

以上、議会運営委員会として全会派一致での提案です。皆様の慎重な御審議をお願いして、提案理由の説明とさせていただきます。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま議題となっております美浜町議会広報特別委員会の設置について、議事を進めてまいります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。
これより発議第1号 美浜町議会広報特別委員会の設置について を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手 〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。
美浜町議会広報特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、美浜町議会広報特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 美浜町議会広報特別委員会委員の選任

○議長（大岩 靖君）

追加日程第2、美浜町議会広報特別委員会委員の選任を行います。
お諮りします。
美浜町議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。
よって、美浜町議会広報特別委員会の委員は、お手元の名簿のとおり選任することに決定しました。
美浜町議会広報特別委員会委員名簿

名 称	定 数	委 員	(議席番号順)
議会広報特別委員会	6 名	廣澤 毅、 森川 元晴、 鈴木美代子、 大寄 暁美、 中須賀 敬、 丸田 博雅	

○議長（大岩 靖君）

ここで暫時休憩します。
休憩中に美浜町議会広報特別委員会を開催し、正副委員長の互選をされるようお願いします。
再開時間は、おって放送でお知らせします。

〔午後 1 時 40 分 休憩〕

〔午後 2 時 10 分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで諸般の報告をします。

休憩中に開催しました美浜町議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので報告します。美浜町議会広報特別委員会委員長に丸田博雅議員、副委員長に廣澤毅議員、以上のとおり決定されました。

以上で、報告を終わります。

日程第13 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第13、議会閉会中の継続調査事件について を議題とします。

議長あてに議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定に基づき、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、議会閉会中の継続調査事件としたいとの申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶を願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和元年第2回美浜町議会臨時会の閉会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

本臨時会に上程いたしました承認第1号 専決処分事項の報告承認について を初め7議案につきましては、いずれも慎重審議の上、全議案お認めいただきましたことを、まずもって御礼申し上げます。

本日は、議会の改選を迎えられ、新たに正副議長を初めとする役職者の選任が行われました。

新しい体制で今後の2年間のスタートを切られることに、私ども執行部も大きな期待を寄せているところであり、わが町のため、そしてわが町の住民のために、ご尽力いただけることを願っております。

町政を取り巻く状況は大変厳しい状況ではありますが、財政の健全性を保った上で、今本当に必要な産業の活性化対策、少子化対策、福祉対策などのまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

今後とも、議会の皆様と連携してまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を節にお願ひ申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。これにて、令和元年第2回美浜町議会臨時会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

〔午後 2 時 15 分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月10日

美浜町議会

臨時議長 丸 田 博 雅

議 長 大 岩 靖

議 員 廣 澤 毅

議 員 野 田 増 男